

職員の処遇改善に関する当法人の取組について

社会福祉法人 筑前伊都の会

(2024. 6. 1. 現在)

介護職員等処遇改善を行うための取組

I. キャリアパス要件について

- ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての職員に周知している。
- ④ 資格取得のための機会を設けている。
- ⑤ 経験や資格等に応じて昇給する仕組みや人事考課に基づいて昇給する仕組みを定めている。

II. 職場環境条件について

1. 資質の向上

- ① 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動を図っている。

2. 労働環境・処遇の改善

- ① ミーティング等による職場内マニュアル等の作成による責任の所在の明確化を図っている。
- ② 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化を図っている。
- ③ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等を整備している。

3. その他

- ① 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化を図っている。

III. 処遇改善に関する賃金改善計画について

1. 支給方法

- ① 処遇改善手当については、月額で定め支給する。この他4月から9月分については12月に、10月から翌年3月分については6月に一時金としてそれぞれ支給する

2. 支給対象

- ① 処遇改善の対象とする介護職員を主に、介護職員等処遇改善加算の要件を満たす全ての職員を対象とする。
- ② そのうち「経験・技能のある介護職員」については、当法人での勤務年数10年以上で、且つ介護福祉士取得の者とする。

3. 支給財源

- ① 介護職員等処遇改善加算の総額を基本財源とし、必要に応じて自己資金から補填する。